

No. 1

人権教育ってなあに？

— 人権尊重の意識を高めましょう —

2022年度 資料No.2

松山市役所 市民部

人権啓発課

「人権教育」で大切なことは

No.2

①差別や偏見を見抜く・気付く力

②人権感覚

③人権(尊重)意識

これら三つの内容です



①差別や偏見を見抜く・気付く力

(事例) 車椅子ユーザーの方が、部屋を借りる申込をすると、「部屋が傷つくのでお断りさせていただきます。」と言われました。

No.3

どこが問題でしょうか。



(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理

全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

「人権侵害」に当たる可能性は

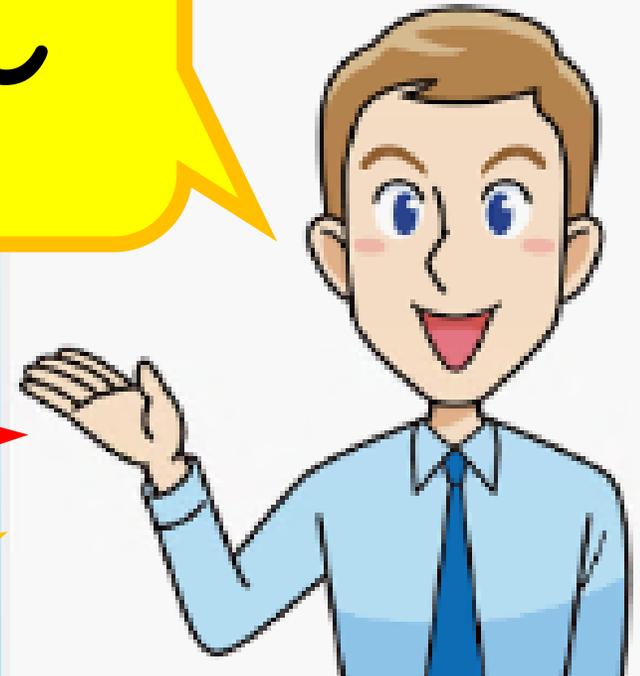
①「不当な差別的行為」に当たる可能性

「全ての障害者が、障害者でない者と等しく(中略)その尊厳にふさわしい生活を保障される」(根拠①)

No.7

等しく保障されていないですね。

根拠は「障害者差別解消法」です



「人権侵害」に当たる可能性は

①「不当な差別的行為」に当たる可能性

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく」(根拠②)

No.8

障がいの有無によって分け隔てられていますね。

根拠は「障害者差別解消法」です



「人権侵害」に当たる可能性は

①「不当な差別的行為」に当たります

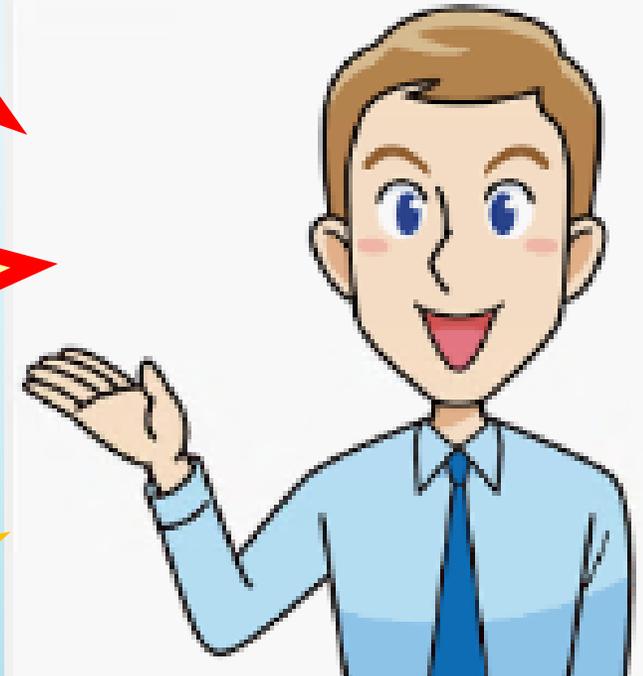
No.9

等しく尊厳が保障されていないですね。(根拠①)

見抜けました

障がいの有無によって分け隔てられていますね。(根拠②)

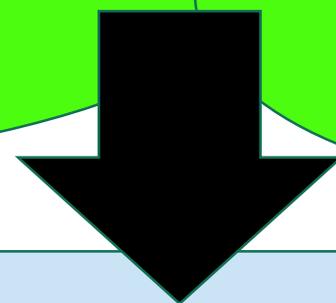
根拠は「障害者差別解消法」です



② 「人権感覚」とは…

自他の人権が
守られている

望ましい
こと



うれしい、幸せ、ぬくもり
大変いいことだ

喜び

② 「人権感覚」とは…

自他の人権が
侵害されている

許せない
こと

許せない、やめて
そんなことはダメだ

怒り

② 「人権感覚」 から③ 「人権意識」 へ

うれしい、幸せ、ぬくもり、大変いいこと

だ

喜び

みんなの人権を必ず守るよ

許せない、やめて、そんなことはダメだ

人権侵害は絶対にしないぞ

怒り

人権擁護の行いを進んで、人権侵害の行為は絶対にしないという強い思い

人権意識

② 「人権感覚」から「人権意識」へ

車いすユーザーの
方の人権が
侵害されている

許せない
こと

怒り

お気に入りの部屋に住みたいという思いを
障がい者であるということを理由に断わることは、許されるものではない。

➡ だから、してはならない。しないぞ。

差別解消のまとめ

No. 14

人権教育の視点

人権侵害の判断



差別に気付く
差別を見抜く

人権感覚



差別への怒り

人権意識



差別をしない
人権を守る思い

人権を守る
行為・行動



差別をしない
人権を守る行為



大切なことは…

○「人権尊重」
の思いが高ま
ることです

➡心の育ち
が大切です

「人権教育」の視点

No. 16

道徳

私たちの

中学校

道徳

私たちの

小学校五・六年

道徳

わたしたちの

小学校三・四年

道徳

わたしたちの

小学校一・二年

心の育ちには、道徳(人権)教育が不可欠です

道徳的判断



正邪善悪の判断

道徳的心情



勧善懲悪の感情

道徳的実践
意欲と態度



こうしたい、こうする
ぞという意味

道徳的行為



よりよく生きるための
正しい行為

人権教育と道徳教育(共通)

No.18

人権侵害の判断



道徳的判断

人権感覚



道徳的心情

人権意識



道徳的実践
意欲と態度

人権を守る実践
行為・行動



道徳的行為

人権教育の進め方です(まとめ)

- ① 日常会話の中に人権の内容の意識化を
- ② 人権侵害への憤り、人権擁護の喜びを
声に出すこと(人権感覚の高揚)
- ③ 対話による問題解決方法の策定
(人権意識の錬磨～納得・合意形成)
- ④ 解決のための人権擁護行動の促進
(行為の確立)

No.19

日常の生活の中で実践

市民の皆様方一人一人が頼りです

「『誇れる』人権尊重で笑顔に」

— 人にやさしい、人がやさしいまち 松山 —

市民の方々の

対話の日常化により

人権感覚と人権意識

その高揚が楽しみみです

本日はご覧いただき、
誠にありがとうございました

